

みやま市過疎地域持続的発展計画（案）に対するご意見とその回答

○意見募集期間：令和7年11月21日（金）～令和7年12月8日（月）

○提出者数・意見数： 2人・4件

○提出された意見と意見に対する市の考え方、市の方針

A：意見に基づき、素案の一部を修正したもの

B：素案の修正は行わないが、今後の参考・検討課題とするもの

C：素案を修正しないもの／意見を採用しないもの

No.	提出された意見	市の考え方	市の方針
1	<p>(意見)</p> <p>日本の地方は須らく人口減少しており過疎化が進んでおります。</p> <p>他地域からの移住促進と共に必要なのが人口流出を抑制する事です。</p> <p>そこで重要なのが集落（P41）の改善・変革だと考えます。</p> <p>地方以外では無い集落と言う仕組みを理解して移住した人も考えている以上に苦しく、生まれ育った者は早く集落から出たいと思うことは容易に想像出来ます。</p> <p>自治体として過疎（高齢者集中化を防ぐ）を進行させない為に集落制度を大きく変革する事で発展に繋がると考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>みやま市に住むという事は、〇〇区と言った集落（自治会）に属することになります。</p> <p>災害時等のコミュニティのメリットもありますがデメリット（下記一例）も多くあります。</p> <ul style="list-style-type: none">・若年層（50代以下）だと高齢者見回り等を半強制的に行わされる	<p>集落制度につきましては、市政の効率的な運営を図るため、市内150の各行政区において環境美化活動や地域間交流などの独自の自治会活動に取り組まれているところです。地域の皆様にとって住みよいまちづくりのためには、行政区長、民生・児童委員、社会福祉協議会、公民館など多くの方々との協力が重要となっています。</p> <p>一方で、ご指摘のように、地域で担う多くの役割や活動がご負担になっている面もあります。</p> <p>そのような課題解決のためにも、まずは、各集落が持続可能な活動ができるよう自治会や行政区の規模適正化に取り組んでいく必要があると考えています。</p> <p>併せて、自治会で行うのが望ましい事業、民間外注できる事業、市がするべき事業、必要性が低い事業などを仕分けし、自治会活動の量や中身を現在の社会情勢に合ったものへと見直していくことも不可欠であると認識しております。</p>	B

<p>・赤い羽根/緑の羽等の募金が自主的ではない →区長・自治会長等が自宅まで取りに來るので募金では無く徴収になる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツフェスタ等の行事に半強制的に参加（仕事を休まないといけない場合もある） ・消防団加入への必要以上の勧誘 ・道路愛護等の清掃活動で使用経験が無い草刈り機による怪我（道路上の車への飛び石等） ・自治会等から離脱による不当圧力（ゴミ収集を利用できない・転居しろ！等の声等） <p>→裁判事例もあり、ゴミ収集等はトラブルになりがちです。</p> <p>加えて、区長業務は多岐にわたり年齢順で会社員は定年後等工夫をされていますが、働く年齢の延長や自営業者等は平日の会議など高負担でやりがい搾取の様な仕組みです。</p> <p>(備考) みやま市が予算を付け、業者の活用（高齢者見回り・清掃活動）・最低賃金以上の日当支払い（行事等）・募金や勧誘は自主性の徹底指導を行う</p>	<p>今後、行政区の再編に係る協議、進捗状況を踏まえながら、行政区・自治会等加入率の改善を図る中で、ご意見いただきました集落運営に係る制度の改革につきましても具体的な検討を進めてまいります。</p>	
<p>2 清水山荘等の観光・交流施設の運営方針について</p> <p>【該当箇所】 第3章 産業の振興（観光の振興）、および過疎対策事業計画（観光・交流施設の整備）</p> <p>【意見の理由】 清水山荘をはじめとする交流施設は、行政主導での維持管理では将</p>	<p>ご指摘のとおり、市内の観光・交流施設については、現在の運営方針について見直しの必要性を感じております。今後の各種施設について運営方針の検討を進めるにあたっては、民間活力の導入に焦点を絞らず、幅広い視点で方法を検討したいと考えております。</p> <p>施設利用者数の増加や効果的な利活用に向けて施策を展開するとともに、いただいたご意見を参考によりよい</p>	B

	<p>來的な財政負担が懸念されます。次期の過疎債活用にあたっては、單なる延命ではなく「稼げる施設」への転換が不可欠です。 そのためには、改修段階から「将来的な民間譲渡」や「独立採算」を見据えたりノベーションを行うこと、また令和7年11月の要綱改正で導入しやすくなった「地域おこし協力隊（民間企業雇用型）」を積極的に活用し、人材を民間側で育成するスキームが必要です。</p> <p>【修正・要望内容】</p> <p>計画の事業概要において、単なる施設の改修だけでなく、運営の出口戦略として「指定管理者制度や民間譲渡を含む民間活力の導入」および、「民間事業所等受入型を含む地域おこし協力隊の活用」を推進する旨を明記していただきたく存じます。</p>	<p>施設運営に向けて検討を進めてまいります。</p>	
3	<p>移住・定住促進における「空き家・空き店舗」活用の重点化について 【該当箇所】</p> <p>第2章 移住・定住・地域間交流の促進、および第10章 集落の整備 (空き家対策)</p> <p>【意見の理由】</p> <p>人口減少対策には、居住者の増加に加え、地域内で経済活動を行う「事業者」の誘致が不可欠です。近隣の八女市では「八女市空き店舗バンク」を運用し、事業用物件のマッチングやリノベーション補助を行うことで魅力的な店舗誘致に成功しています。本市においても、居住用とは区別した「空き店舗バンク」の創設や、職住一体型の改修支援が急務です。</p> <p>【修正・要望内容】</p> <p>計画案の空き家対策に関する記述において、居住目的に限定せず、</p>	<p>空き家対策につきましては、売買・賃貸物件の情報を紹介する「みやま市空き家バンク」の公開のほか、空き家のリフォームや解体に係る補助事業を設け、総合的に取り組んでいるところです。</p> <p>ご指摘のとおり、市の活力強化のためには、経済活動を行う事業者の存在が重要となります。市内の空き店舗の活用にあたっては、「みやま市移住定住起業支援補助金」を設け、居住用物件以外の空き店舗を含めて利活用を促進しておりますが、古い物件が多く、改修費用が高額になることから、マッチングの成立が難しいという状況にあります。</p> <p>現状の課題を踏まえ、今後も空き家対策として継続した各種制度の周知・啓発に努めるとともに、空き家バンク制度の見直しなどを含め、ご提案いただいた内容を参考に具体的な施策を検討してまいります。</p>	B

	<p>「空き店舗等の事業用資産の利活用」や「空き店舗バンク機能の構築」も過疎対策の対象に含まれるよう文言を修正・追記し、起業支援型のリノベーションも支援対象であることを明確にしていただきたく存じます。</p>		
4	<p>旧江浦小学校・旧開小学校等の廃校利活用における「専門家活用・法的課題解決」の明記について 【該当箇所】 第3章 産業の振興、または遊休施設の利活用に関する項目 【意見の理由】 現在、みやま市が未利用施設の活用に向けてサウンディング型市場調査等に積極的に取り組まれていることは、大変意義深いものと認識しております。一方で、旧江浦小学校や旧開小学校のように高いポテンシャルを持つ物件であっても、「市街化調整区域」という法的制約がハードルとなり、民間事業者の参入（特にオフィス活用等）が困難となるケースが想定されます。こうした民間ニーズを実際の事業につなげるためには、建築士や都市計画コンサルタント等の専門家を登用し、「公民館（社会教育施設）としての多機能化」など、調整区域内でも適法に事業を行うための法的スキームの構築が不可欠です。 【修正・要望内容】 つきましては、ハード面の整備だけでなく、法的な課題解決のためのソフト事業（調査・計画策定）にも過疎債が活用できるよう、計画本文において「遊休施設の利活用に向けた環境整備（法的適合調査・設計・用途変更手続き等を含む）」といった幅広い解釈が可能な記述としていただき、旧江の浦小学校・旧開小学校等の事業化を後押しする文言としていただきたく存じます。</p>	<p>市では、平成23年9月に策定した「みやま市立小中学校再編計画」に基づき、令和4年3月までに全11の小学校が3小学校に統合され、現在、7つの廃校の跡地活用の検討を進めています。その中でも、旧江浦小学校などの市街化調整区域内の廃校の利活用につきましては、現在、地元住民の皆様の意見を聴取しながら、活用方法案について協議を行っているところです。また、過疎対策事業債（ソフト分）については、市の観光や福祉、教育等の幅広い分野で活用しております。</p> <p>ご意見いただきました学校跡地活用に係るソフト事業への過疎対策事業債適用につきましては、調査や計画策定等のソフト事業は過疎対策事業債の対象ではないため、活用できないものとなっております。併せて、廃校以外を含めた総合的な市有財産跡地活用について、今後も引き続き広く意見を聴取しながらよりよい活用方法に向けて検討を進めてまいります。</p>	C